

●● 保険料の決め方 ●●

津市の保険料額(年間)

$$\begin{array}{c} \text{令和5年度の} \\ \text{後期高齢者医療保険料} \\ \text{(上限66万円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{被保険者 1人あたり} \\ \text{4万4,589円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{基準所得}^{\ast} \\ \times \\ \text{所得割率} \\ \text{8.99\%} \end{array}$$

保険料は三重県内均一で、2年ごとに見直されます。

保険料の軽減について

所得の少ない人



※前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額

総所得金額等に遺族年金や障がい年金は含まれません。また、所得控除(社会保険料控除、配偶者控除など)は適用されません。

均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の令和4年中の総所得金額等の合計額により、下表のとおり均等割額が軽減されます(65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定)。

総所得金額等の合計が以下に該当する世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1))以下	7割	1万3,376円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1))+29万円×被保険者の数)以下	5割	2万2,294円
(43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1))+53万5,000円×被保険者の数)以下	2割	3万5,671円

※世帯は4月1日(4月2日以降に資格取得した人は資格取得日)時点での状況で判定されます。専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得特別控除は適用されません。雑損失の繰越控除は適用されます。

軽減

被扶養者だった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において会社の健康保険など(国保や国保組合は除く)の被扶養者だった人は、均等割額が後期高齢者医療被保険者になってから2年間(24カ月)は5割軽減され、所得割額はかかりません。該当の人で保険料額が軽減されていない場合は、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)へお問い合わせください。

※所得の低い世帯に属する人の均等割額の7割軽減に該当する場合は、そちらが適用されます。

●● 保険料の減免・徴収猶予 ●●

災害に遭った場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる程度)は、申請により保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくは保険医療助成

課(減免については後期高齢者医療担当 ☎229-3285、徴収猶予については保険担当 ☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

自己負担額無料

後期高齢者健康診査

対象 令和5年8月31日までに後期高齢者医療被保険者となる人

受診券送付スケジュール 4月末時点の被保険者は6月下旬発送、5月以降に被保険者となる人は8月中旬以降順次発送します。

受診期間 7月～11月末

※詳しくは広報津6月16日号と同時期に配布した「令和5年度 がん検診と健康診査のご案内」をご覧ください。